

青森県報

第四千三百五十四号

平成二十九年
九月二十五日
(月曜日)

目次

告 示

- 救急病院の設置……………(医療薬務課) ……一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の名称の変更の届出……………(保健衛生課) ……一
- 喀痰吸引等業務の登録……………(高齢福祉保険課) ……二
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……二
- 公 告
- 県有地の売却に係る一般競争入札……………(港湾空港課) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(三八地域県民局) ……三
- 右 同……………(同) ……四
- 出先機関
- 道路の位置の指定……………(下北地域県民局) ……四

告 示

青森県告示第六百七十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十九年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|----|------------------|-----|---------------|---------|-------------|
| 名称 | 津軽保健生活協同組合 合健生病院 | 所在地 | 弘前市大字扇町二丁目二の二 | 認定の有効期限 | 平成三十二年九月三十日 |
|----|------------------|-----|---------------|---------|-------------|

青森県告示第六百七十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第十九条の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第二十四条第二号の規定により公示する。

平成二十九年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

| 区分 | 名称 | 所在地 | 変更年月日 |
|-----|---------------|-------------------|--------------|
| 変更前 | ハッピー調剤薬局勝田店 | 青森市勝田一丁目二〇の一 | 平成 三元・九・一 |
| 変更後 | ハッピー調剤薬局青森勝田店 | 青森市勝田一丁目二〇の一 | |
| 変更前 | ハッピー調剤薬局田向店 | 八戸市大字田向字毘沙門平三二の一 | |
| 変更後 | ハッピー調剤薬局八戸田向店 | 八戸市大字田向字毘沙門平三二の一 | |
| 変更前 | ハッピー調剤薬局剣吉店 | 三戸郡南部町大字剣吉字堰合一五の四 | |
| 変更後 | ハッピー調剤薬局青森剣吉店 | 三戸郡南部町大字剣吉字堰合一五の四 | |
| 変更前 | ハッピー調剤薬局佃店 | 青森市中佃二丁目七の三三三 | |
| 変更後 | ハッピー調剤薬局青森中佃店 | 青森市中佃二丁目七の三三三 | |

| | | | |
|-----|------------------|-----------------------|---|
| 変更前 | ハッピー調剤薬局青葉店 | 八戸市青葉三丁目三一の一 | 〃 |
| 変更後 | ハッピー調剤薬局八戸青葉店 | | |
| 変更前 | ハッピー調剤薬局鰺ヶ沢店 | 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字下富田五七の二 | 〃 |
| 変更後 | ハッピー調剤薬局青森鰺ヶ沢舞戸店 | | |
| 変更前 | ハッピー調剤薬局広田店 | 五所川原市大字姥范字船橋二四二の六 | 〃 |
| 変更後 | ハッピー調剤薬局五所川原広田店 | | |
| 変更前 | ハッピー調剤薬局田向南店 | 八戸市大字田向字冷水二二三の一 | 〃 |
| 変更後 | ハッピー調剤薬局八戸田向南店 | | |
| 変更前 | ハッピー調剤薬局西大野店 | 青森市西大野三丁目一三の八 | 〃 |
| 変更後 | ハッピー調剤薬局青森西大野店 | | |
| 変更前 | ハッピー調剤薬局城下店 | 八戸市城下四丁目四の一九 | 〃 |
| 変更後 | ハッピー調剤薬局八戸城下店 | | |

青森県告示第六百七十三号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十九年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

| 登録番号 | 年月日録 | 氏名又は名称 | 住所 | 事業名称 | 所在地 | 業務開始年月日 | 備考 |
|---------|-----------|-----------|----------|-----------|----------|----------|----------|
| 〇二五〇〇二二 | 平成二九・九・二四 | 社会福祉法人同福祉 | 八戸市大字久保大 | 特別養護老人ホーム | 八戸市大字久保大 | 平成二九・二・一 | 介護老人福祉施設 |
| 〇二五〇〇三三 | 〃 | 社会福祉法人同福祉 | 八戸市大字久保大 | 特別養護老人ホーム | 八戸市大字久保大 | 〃 | 短期入所生活介護 |
| 〇二五〇〇四四 | 〃 | 社会福祉法人秋葉社 | 八戸市大字久保大 | 特別養護老人ホーム | 八戸市大字久保大 | 二九・二・一 | 施設入所支援 |

青森県告示第六百七十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十二条の二第四項の規定により公示する。

平成二十九年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

| 発起人の住所及び氏名（名称） | 区 | 域 | 区分 |
|-----------------------------|------|-------------|-----------|
| 下北郡東通村大字野牛字釜ノ平九四の七 三國 廣志 | 野牛区域 | 野牛漁業協同組合の地区 | 主として底建網漁業 |
| 下北郡東通村大字野牛字古野牛川一五 三國 優 | | | |

公 告

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十九年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

| 所 在 地 | 地 目 | 地積 (平方メートル) |
|------------------|-------|-------------|
| 青森市青柳一丁目一〇一の二のうち | 公衆用道路 | 六〇〇・一八 |

二 予定価格

千五百十八万四千五百五十四円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎北棟三階県土整備部B会議室

2 日時

平成二十九年十月十一日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 平成二十九年十月五日午後三時から、青森市青柳一丁目一〇一の二のうちにおいて現地説明を行う。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社平設備

二 代表者の氏名 平導高

三 主たる営業所の所在地 八戸市新井田西一丁目二五の一

四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第一三四一六号

五 取消年月日 平成二十九年九月七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年八月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出

により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 小泉技建
- 二 氏名 小泉勝彦
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町大字豊間内字熊戸七三の一五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二六）第三〇〇四三六号
- 五 取消年月日 平成二十九年九月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十九年八月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

下北地域県民局告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部

及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年九月二十五日

下北地域県民局長 濱 谷 雅 人

| | | | |
|-------------|-----------|----------|--------------|
| 位 置 | 延 長 | 幅 員 | 指 定 年 月 日 |
| むつ市赤川町一二六の四 | 四一・二二メートル | 六・一〇メートル | 平成 二九・九・五 |

| | | |
|-------------------------------------|---|--------------------------------|
| (発行所・発行人) 青森市長 島一丁目一番一号 青 森 県 | (印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社 | 毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚三付十五円四十四銭 |
|-------------------------------------|---|--------------------------------|